

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、自宅から普通貨物自動車を運転して会社に向かう出勤途中、渋滞のため停車中に後方から普通乗用自動車に追突され負傷（以下「本件事故」という。）した。請求人は、同日、C病院に受診し「腰部打撲、頸椎捻挫」と診断され、加療後、同年〇月〇日をもって症状固定となり、その後、平成〇年〇月、D病院に受診し「複合性局所疼痛症候群Ⅰ型」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の療養費については、自動車損害賠償責任保険及び任意保険から給付を受けていたが、今般、本件疾病は通勤によるものであるとして、平成〇年〇月〇日の療養費について、監督署長に療養給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は、本件事故との因果関係が認められず、通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として、本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が通勤によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件疾病は、本件事故によるものであり、本件事故との医学的相当因果関係が認められると主張しているため、以下、検討する。

(2) E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、本件疾病は、本件事故を契機に発生した旨述べ、また、「右下肢全体の灼熱痛、感覚過敏、アロディニア、皮膚温変化、発汗異常、浮腫を認め、右下肢外側を中心に知覚過敏、右膝関節内側に紅斑、右上下肢にMMT低下、右膝関節の可動域制限（やや硬直傾向）、右足関節中心に屈曲制限（平成○年○月の診断書より）」と本件疾病の医学的所見を述べている。

また、F医師も、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、本件事故後○から○か月を経てからの発症であり、本件疾病の典型的経過に矛盾せず、本件事故が原因であると考えたと述べ、更に、G医師は、同月○日付け意見書において、要旨、本件事故による受傷後より腰痛が発生しており、疼痛、痺れ、浮腫等が遷延しているのは、本件事故を起因とした本件疾病の発症によるものであり、因果関係有りと考えたと述べている。

(3) 一方、H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、本件事故により頸椎を捻挫し、C病院で治療を受けており、右上肢及び下肢の訴えが存在するも、頸椎及び腰椎のMR I画像においては異常を認めず、平成○年○月に症状固定となり、その後、平成○年○月頃から右下肢の筋力低下を訴えたために、D病院に受診し、頭部MR I、血液検査、神経伝導速度で原因を検索され

たが明らかな異常は認められていないと述べ、請求人の右上下肢の筋力低下等の症状については、その診断根拠となるものがないことから、本件事故との医学的相当因果関係があるとはいえない旨意見している。

さらに、I医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、右下肢の痺れ感などの症状が判然したのは、受傷による症状が一定化し、症状固定とされた受傷約〇か月後であり、本件事故と上記症状との関連性は認め難く、本件疾病の確定的な発症原因を指摘することはできないが、心因的要因も含めた他の要因が発症に関与したと考えるのが、妥当であると述べ、本件疾病と本件事故との医学的相当因果関係を否定する旨意見している。

- (4) 上記I医師の意見は、C病院及びD病院の各種検査所見、診療記録等を踏まえ、請求人の傷病等について総合的に検討したものであり、当審査会においても、決定書理由に説示するとおり、医学的経験則に基づく妥当な所見であると思料する。

よって、本件疾病と本件事故との間に医学的相当因果関係を認めることはできない。

- (5) なお、請求人は、本件疾病の症状が本件事故直後から続いていたと主張しているが、I医師は、右下肢の痺れ感などの症状が判然したのは、受傷による症状が一定化し、症状固定とされた受傷約〇か月後である旨述べ、C病院の診療録に受傷直後の自覚症状等に右上下肢症状の記載はなく、右上下肢の痺れ感に関連する自覚症について、平成〇年〇月〇日に「右下肢から足底の痺れ」と記載されているが、一定したものではない旨述べており、請求人に本件疾病によるとされる症状が本件事故直後から一貫して続いていたとは認められず、請求人の主張を裏付けるに足りる証拠もないので、上記請求人の主張は認められない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。